

平成27-28年度第2回JALAM理事会議事録

日時：平成28年5月17日（火）10：00～12：00

場所：ミューザ川崎シンフォニーホール 会議室2

出席者：安居院、池、角田、佐神、下田、古市、三好、森松（以上理事）、黒澤（監事）

欠席者：佐々木（理事）、橋本（監事）

議題

1. 平成27-28年度決算報告（案）について

角田会計担当理事より決算報告（案）（但し、時期的にまだ確定されていないものを含む）が提示され、了承された。

2. 平成28-29年度事業計画（案）及び予算（案）について

角田会計担当理事より事業計画（案）及び予算（案）が提示され、予算（案）に対し下記の点を修正することで了承された。

- 1) JALAMシンポジウムの講師1名分の謝金及び旅費の増額
- 2) JCLAMウェットハンド研修会共催分担当金を400,000円とする
- 3) 選挙費用の追加

3. 謝礼等に関する内規の改定について

安居院会長から「日本実験動物医学会謝礼等に関する内規」が実態に合っていないことから、改正案が提示され、若干の語句の修正（謝礼を謝金に変える）の後了承された。（資料1）

4. 韓国獣医系大学実験動物（医）学教育担当教員との交流について

安居院会長から平成25年8月に安居院会長と久和理事（当時）がKALASにシンポジストとして招待され、韓国獣医系大学の実験動物（医）学教育担当教員から定期的な交流を要望されたことが紹介され、次回は日本側から韓国の教育担当者を2名ほど招待しシンポジウムを開催したい意向が示され、了承された。オーガナイズは、安居院会長と実験動物学教育委員会委員長、古市理事で行う。テーマは「日本・韓国における卒前・卒後の実験動物（医）学教育」。平成28-29年度総会でこの案を報告する。

5. 事務局及び各委員会からの報告

- 1) 角田会計担当理事から会費を滞納し自然退会になりそうな会員が報告された。現在委員を務めている会員もおり、確認が必要である。
- 2) 実験動物学教育委員会委員長、古市理事より、委員の追加（鳥取大学、富岡会員）の依頼があり、了承された。
- 3) 情報編集委員会委員長、三好理事よりJALAM MLの廃止を検討していることが報告された。
- 4) 法規等検討委員会委員長、下田理事より基準解説書を作成している委員宛に要望書を送付する予定であることが報告された。

6. その他

- 1) 安居院会長より、平成28-29年度の予算案を見る限り単年度計算で20～30万円の赤字となり、この赤字は永続的になるとの予測が示され、会費を1,000円程度値上げする必要性が示された。審議の結果、平成29-30年度から会費を1,000円値上げし、正会員3,000円、新たに学生会員を設け、学生会員1,500円とすることが了承された。この件に関しては、平成28-29年度総会にかける。
- 2) 安居院会長より、平成29年9月のエクスカーショント幹事を鹿児島大学、瀬戸山会員に依頼したことが報告された。

日本実験動物医学会謝礼等に関する内規

1. 本内規は日本実験動物医学会が行う講演会、シンポジウム、研修会等の講師及び実験動物医学専門医認定試験監督員に支払う謝礼等について定めるものである。

2. 講演会、シンポジウム等講演の場合

1) 謝金は3万円以内とする。 2) 講師が日本実験動物医学会会員の場合は対象外とする。 3) 講演会、シンポジウム等が行われた学会(例えば日本獣医学会、日本実験動物学会等)の会員も対象外とする。

3. ウェットハンド(実技)研修会等の場合

1) 謝金は1日につき1万円以内とする。 2) 1回の研修会につき上限を3万円とする。 3) 講師が日本実験動物医学会会員の場合でも支給の対象とする。

4. この内規の改廃は日本実験動物医学会理事会で行う。

5. 本内規は平成18年3月21日から施行する。

本内規は平成22年9月16日に一部改正した。

本内規は平成27年5月27日に一部改正した。

改正案

日本実験動物医学会講師に対する謝礼謝金及び旅費に関する内規

1. 本内規は日本実験動物医学会が行う講演会、シンポジウム、研修会等の講師及び実験動物医学専門医認定試験監督員に支払う謝礼謝金及び旅費について定めるものである。

2. 講演会、シンポジウム等講演の場合

1) 謝金及び旅費の額は公益社団法人日本獣医学会の謝金支給規程に従う。 2) 講師が日本実験動物医学会会員の場合は対象外とする。 3) 講演会、シンポジウム等が行われた学会(例えば日本獣医学会、日本実験動物学会等)の会員も対象外とする。

~~3. ウェットハンド(実技)研修会等の場合~~

~~1) 謝金は1日につき1万円以内とする。 2) 1回の研修会につき上限を3万円とする。 3) 講師が日本実験動物医学会会員の場合でも支給の対象とする。~~

3. この内規の改廃は日本実験動物医学会理事会で行う。

4. 本内規は平成18年3月21日から施行する。

本内規は平成22年9月16日に一部改正した。

本内規は平成27年5月27日に一部改正した。

本内規は平成28年5月17日に一部改正した。